

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	6
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (治山林道課)	6
○一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (環境対策課)	6
○一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (")	6
○産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請 (")	6
○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (")	7
○道路の区域変更 (3件) (道路課)	7
◎告示 (港湾施設の概要) の一部改正 (港湾・海岸課)	8
高知県収用委員会公告	
○収用の裁決手続の開始の決定 (2件)	9

規 則

高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年2月21日
高知県知事 濱田 省司

高知県規則第5号
高知県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則
高知県農業協同組合法施行細則 (平成7年高知県規則第64号) の一部を次のように改正する。
第9条第5号中「第11条の50第3項、第4項、第6項、第7項

又は第9項」を「第11条の50第3項」に改め、「(同条第7項の規定による公告に係る書面の写しを含む。)」を削る。

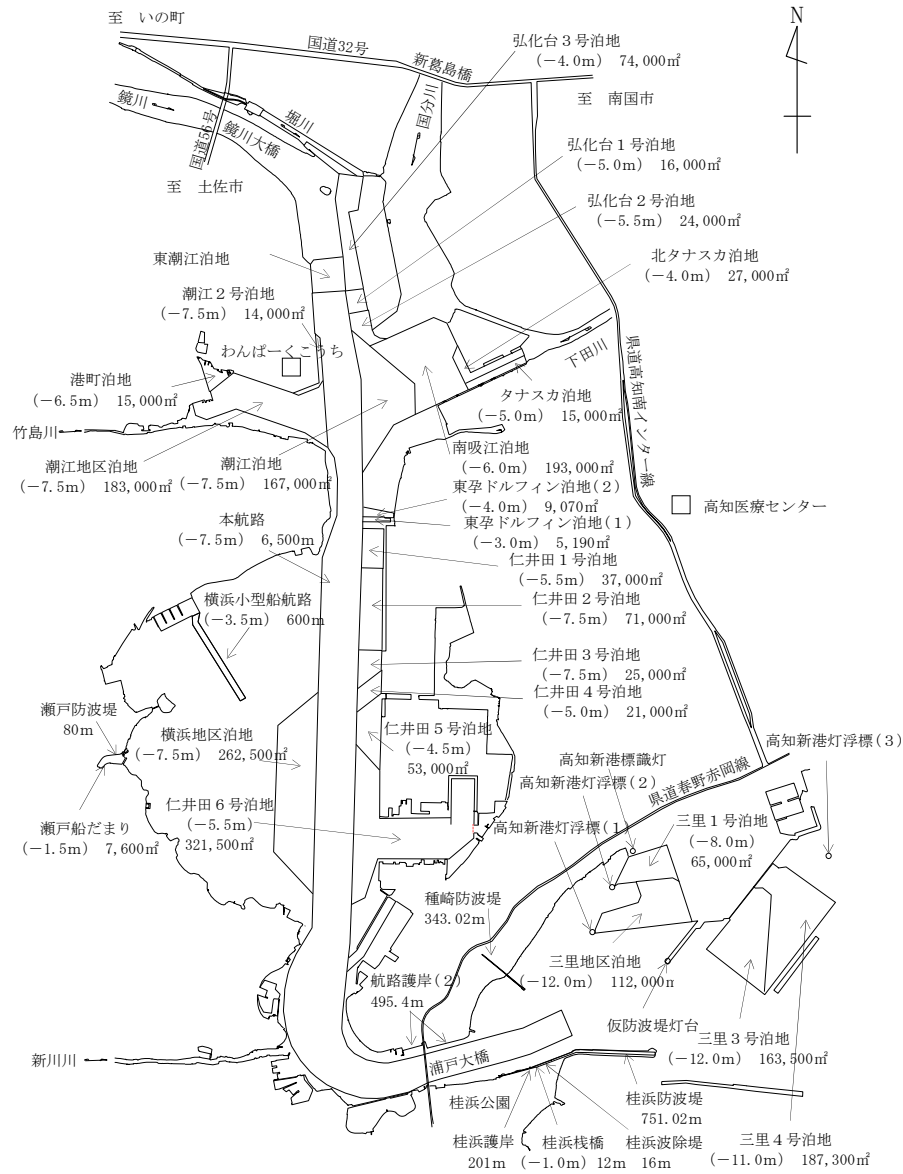
附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和5年2月21日  
高知県知事 濱田 省司

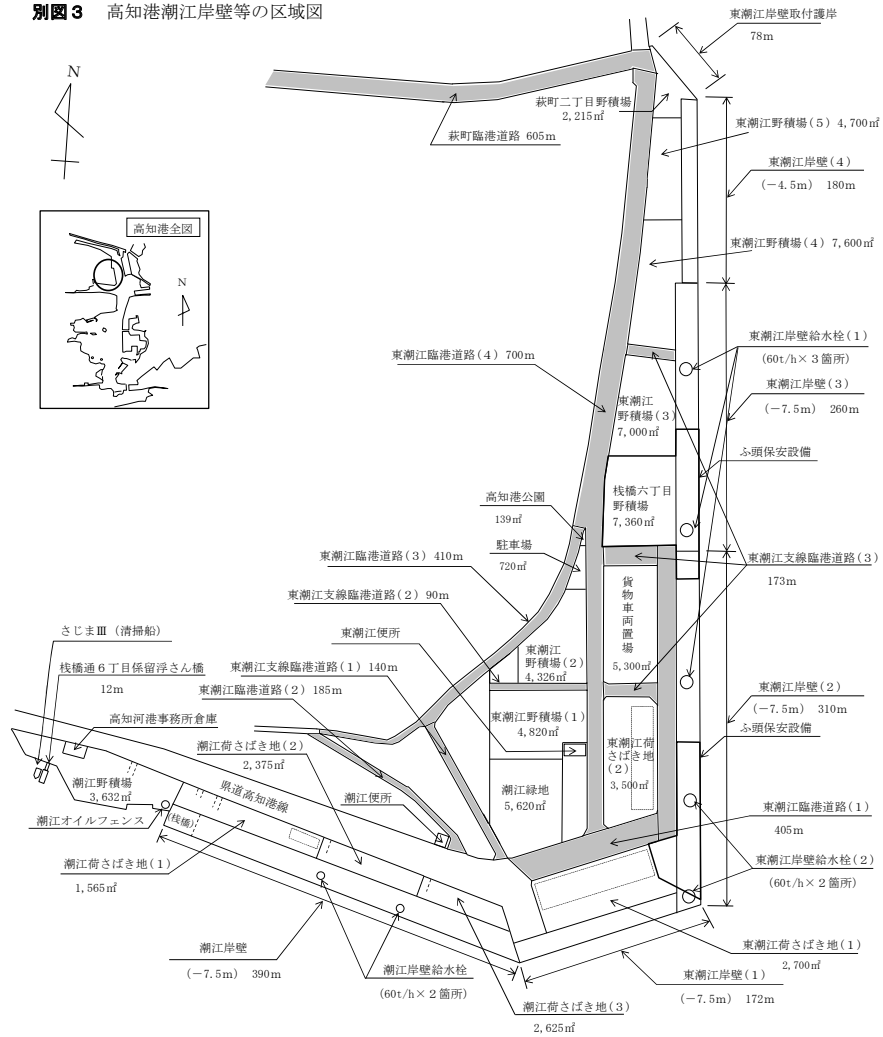
**高知県規則第6号**  
**高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**  
高知県港湾施設管理条例施行規則 (昭和29年高知県規則第51号) の一部を次のように改正する。  
別表第2の別図1を次のように改める。

別図1 高知港航路等の区域図



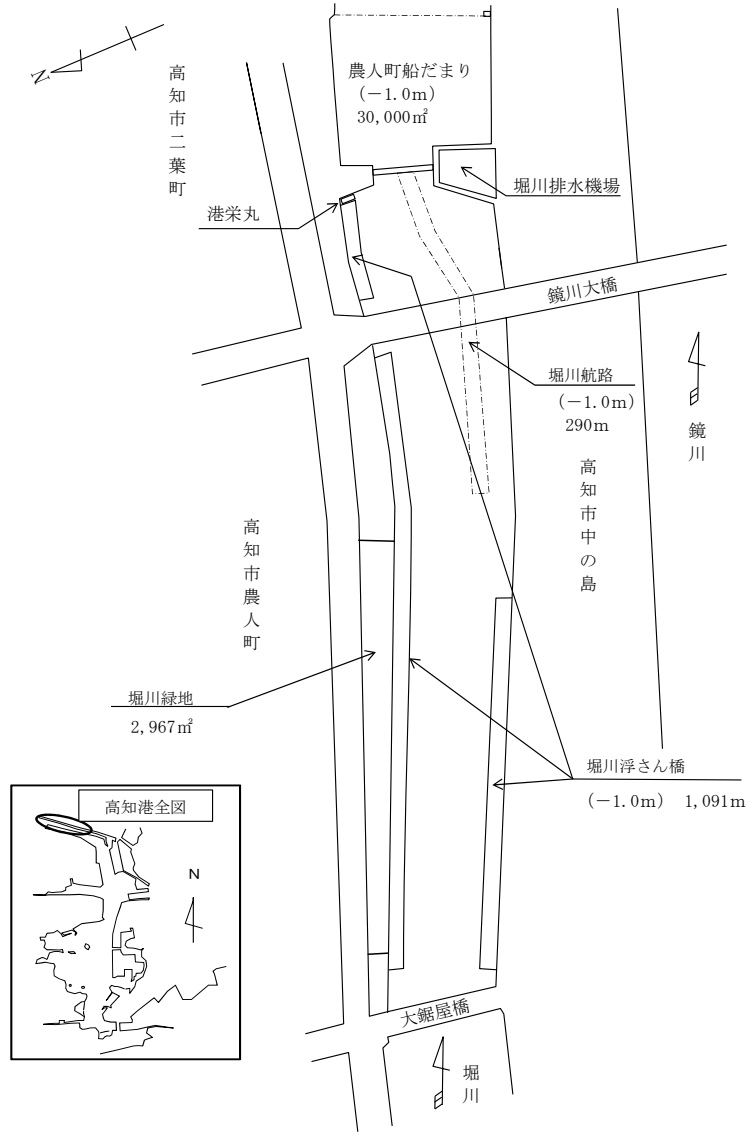
別表第2の別図3を次のように改める。

別図3 高知港潮江岸壁等の区域図



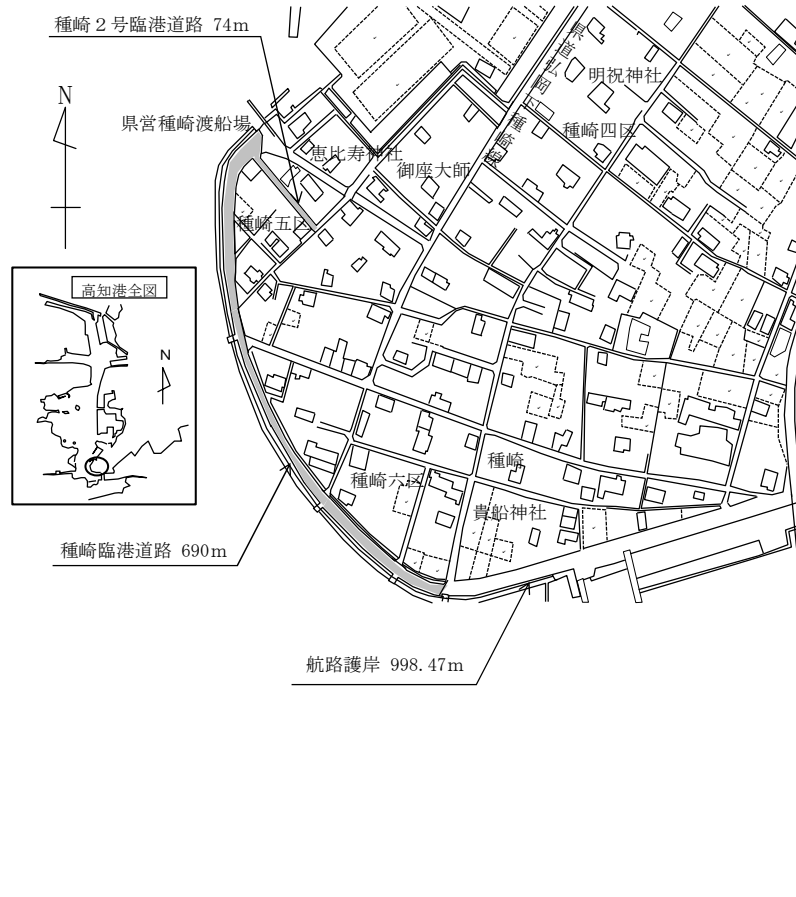
別表第2の別図13を次のように改める。

別図13 高知港堀川浮さん橋等の区域図

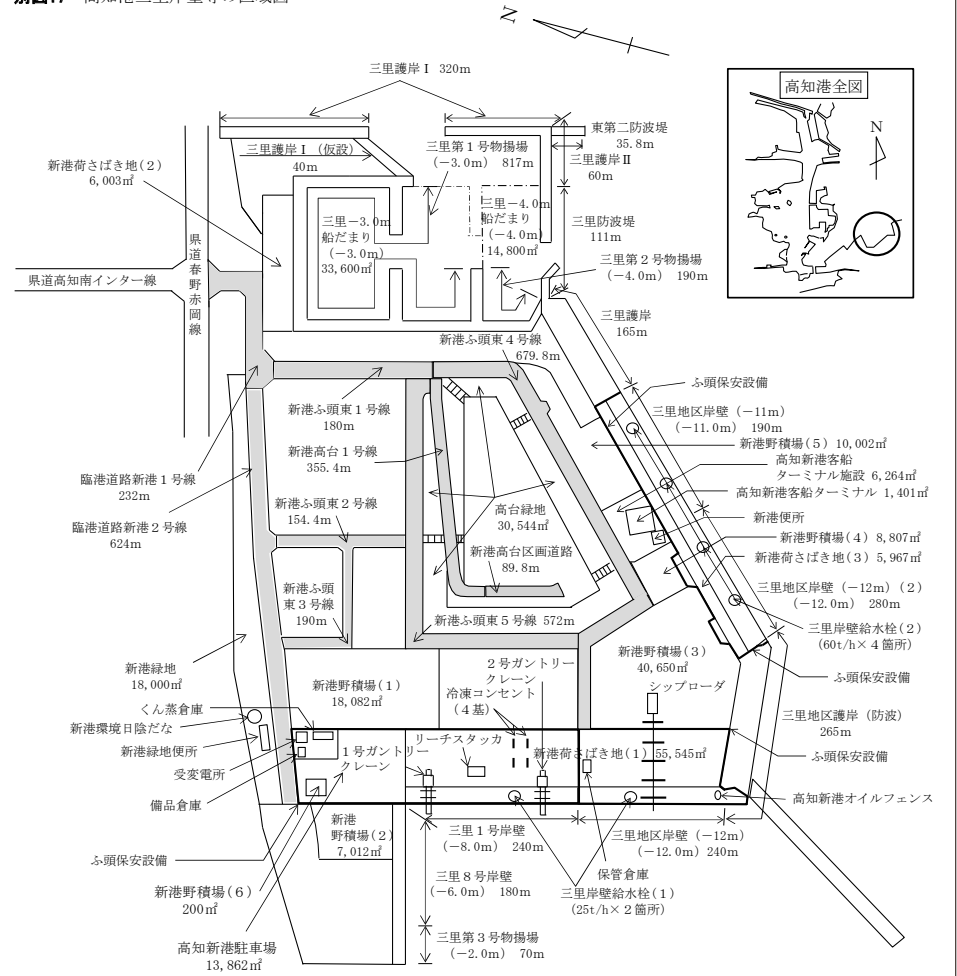


別表第2の別図16及び別図17を次のように改める。

別図16 高知港種崎臨港道路等の区域図



別図17 高知港三里岸壁等の区域図



備考 三里地区岸壁(-12m)(2)は、国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁(-12m)②を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司  
医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日  
クリニック土佐 高岡郡中土佐町久礼6728-1 令4・12・31  
久礼

高知県告示第83号

令和5年1月高知県告示第21号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
  - 登記簿記載の住所  
高岡郡蓮池村688番地  
イ 氏名  
市村 定善
  - 登記簿記載の住所  
南国市岡豊町吉田155番地  
イ 氏名  
西田 元彦
  - 登記簿記載の住所  
高知市片町13番地  
イ 氏名  
中谷 健
- 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
  - 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成10年4月高知県告示第284号
  - 変更後の指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・

期間及び樹種について

高知県告示第84号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
吾川郡いの町波川2579番地  
株式会社近澤建設 代表取締役 近澤 栄二
  - 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
吾川郡いの町大内字大ナロ1870番地ほか
  - 一般廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
  - 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
  - 申請年月日  
令和5年1月12日
  - 縦覧場所
    - 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
    - 高岡郡佐川町甲1243番4号 高知県中央西福祉保健所衛生環境課
    - 吾川郡いの町1700番地1 いの町役場
  - 縦覧の期間及び時間  
令和5年2月21日（火）から同年3月20日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
  - 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
  - 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である一般廃棄物処理施設の設置に係る事業の名称を記載すること。
- 高知県告示第85号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第9条第2項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
吾川郡いの町波川2579番地  
株式会社近澤建設 代表取締役 近澤 栄二
  - 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
吾川郡いの町大内字鋸岩谷3900番地
  - 一般廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
  - 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
  - 申請年月日  
令和5年1月12日
  - 縦覧場所
    - 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
    - 高岡郡佐川町甲1243番4号 高知県中央西福祉保健所衛生環境課
    - 吾川郡いの町1700番地1 いの町役場
  - 縦覧の期間及び時間  
令和5年2月21日（火）から同年3月20日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
  - 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
  - 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である一般廃棄物処理施設の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。
- 高知県告示第86号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
吾川郡いの町波川2579番地  
株式会社近澤建設 代表取締役 近澤 栄二
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
吾川郡いの町大内字大ナロ1870番地ほか
- 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
- 申請年月日  
令和5年1月12日
- 縦覧場所  
(1) 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課  
(2) 高岡郡佐川町甲1243番4号 高知県中央西福祉保健所衛生環境課  
(3) 吾川郡いの町1700番地1 いの町役場
- 縦覧の期間及び時間  
令和5年2月21日（火）から同年3月20日（火）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。

**高知県告示第87号**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の

許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示するとともに、当該申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第15条の2の6第2項において準用する同法第15条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、知事に対し生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 申請者の住所及び氏名又は名称並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
吾川郡いの町波川2579番地  
株式会社近澤建設 代表取締役 近澤 栄二
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
吾川郡いの町大内字鋸岩谷3900番地
- 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず及びがれき類
- 申請年月日  
令和5年1月12日
- 縦覧場所  
(1) 高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課  
(2) 高岡郡佐川町甲1243番4号 高知県中央西福祉保健所衛生環境課  
(3) 吾川郡いの町1700番地1 いの町役場
- 縦覧の期間及び時間  
令和5年2月21日（火）から同年3月20日（月）まで（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）
- 意見書の提出先  
高知市丸ノ内一丁目7番52号 高知県庁西庁舎 高知県林業振興・環境部環境対策課
- 意見書に記載すべき事項  
意見書には、生活環境保全上の見地からの意見とともに提出者の住所及び氏名並びに意見書の提出の対象である産業廃棄物処理施設の種類及び申請者の氏名又は名称を記載すること。

**高知県告示第88号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年2月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知本山
- 道路の区域

| 区 間                                      | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 土佐郡土佐町地藏寺字瀧4267番61から土佐郡土佐町地藏寺字瀧4267番64まで | 前      | 10.3<br>}       | 182           |
|                                          | 後      | 12.8<br>}       | 182           |
|                                          |        | 37.6            |               |

**高知県告示第89号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和5年2月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大方大正
- 道路の区域

| 区 間                                          | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) |
|----------------------------------------------|--------|-----------------|---------------|
| 高岡郡四万十町打井川字大平1426番から高岡郡四万十町打井川字大ウ子1711番4地先まで | 前      | 2.5<br>}        | 600           |
|                                              | 後      | 5.0<br>}        | 600           |
|                                              |        | 23.2            |               |

**高知県告示第90号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年2月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 坂瀬吉野
- 3 道路の区域

| 区 間                   | 変更前後の別 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延 長<br>(メートル) |
|-----------------------|--------|------------------|---------------|
| 長岡郡本山町七戸字<br>龍王山944番2 | 前      | 4.7<br>}<br>7.3  | 83            |
|                       | 後      | 6.2<br>}<br>23.4 | 83            |

高知県告示第91号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

令和5年2月21日

高知県知事 濱田 省司

表の高知港の外郭施設の項中

「

|         |       |           |     |
|---------|-------|-----------|-----|
| 高知市浦戸地先 | 桂浜防波堤 | 延長751.02m | 別図1 |
|---------|-------|-----------|-----|

」

を

「

|         |       |           |     |
|---------|-------|-----------|-----|
| 高知市浦戸地先 | 桂浜防波堤 | 延長751.02m | 別図1 |
| 〃       | 桂浜波除堤 | 延長16m     | 〃   |

」

に改め、同表の係留施設の項中

「

|          |           |                    |      |
|----------|-----------|--------------------|------|
| 高知市農人町地先 | 堀川浮き<br>橋 | 延長1,091m<br>水深1.0m | 別図13 |
|----------|-----------|--------------------|------|

」

を

「

|             |                 |                    |      |
|-------------|-----------------|--------------------|------|
| 高知市棧橋通六丁目地先 | 棧橋通6丁目係留<br>浮き橋 | 延長12m              | 別図3  |
| 高知市農人町地先    | 堀川浮き<br>橋       | 延長1,091m<br>水深1.0m | 別図13 |

」

に改め、同表の臨港交通施設の項中「延長280m」を「延長74m」に、

「

|   |             |          |   |
|---|-------------|----------|---|
| 〃 | 新港高台1<br>号線 | 延長355.4m | 〃 |
|---|-------------|----------|---|

」

を

「

|   |              |          |   |
|---|--------------|----------|---|
| 〃 | 新港高台1<br>号線  | 延長355.4m | 〃 |
| 〃 | 新港高台区<br>画道路 | 延長89.8m  | 〃 |

」

に改め、同表の港湾管理用移動施設の項中

「

|             |               |                |     |
|-------------|---------------|----------------|-----|
| 高知市棧橋通六丁目地先 | ニューさじ<br>ま（清掃 | 1隻<br>船形9.1G/T | 別図3 |
|-------------|---------------|----------------|-----|

」



|  |    |  |  |
|--|----|--|--|
|  | 船) |  |  |
|--|----|--|--|

を

|             |               |                 |     |
|-------------|---------------|-----------------|-----|
| 高知市棧橋通六丁目地先 | さじまⅢ<br>(清掃船) | 1隻<br>船形12.0G/T | 別図3 |
|-------------|---------------|-----------------|-----|

に改める。

-----  
**収用委員会公告**  
 -----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和5年2月21日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
南国市
- 2 事業の種類  
高知広域都市計画道路事業（3・3・11号南国駅前線）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
南国市駅前町二丁目地内

| 地番      | 地目  |    | 地積     |        | 裁決手続の開始を決定した土地の面積 |
|---------|-----|----|--------|--------|-------------------|
|         | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測     |                   |
| 1499番3  | 宅地  | 宅地 | 7.99㎡  | 7.59㎡  | 7.59㎡             |
| 1498番5  | 〃   | 〃  | 29.75㎡ | 33.24㎡ | 31.92㎡            |
| 1504番8  | 〃   | 〃  | 8.92㎡  | 11.36㎡ | 5.02㎡             |
| 1504番13 | 〃   | 〃  | 49.58㎡ | 52.74㎡ | 33.50㎡            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名  
南国市大桶乙888番地3 持分2分の1 島田 俊雄  
南国市大桶乙888番地3 持分2分の1 島田 範
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
高知市帯屋町二丁目5番11号  
西日本電信電話株式会社 高知支店 支店長 齋藤 幸生 賃借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和5年2月15日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和5年2月21日

高知県収用委員会会長 山下 訓生

- 1 起業者の名称  
南国市
- 2 事業の種類  
高知広域都市計画道路事業（3・3・11号南国駅前線）
- 3 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等  
南国市駅前町二丁目地内

| 地番     | 地目  |    | 地積     |        | 裁決手続<br>の開始を<br>決定した<br>土地の面<br>積 |
|--------|-----|----|--------|--------|-----------------------------------|
|        | 登記簿 | 現況 | 登記簿    | 実測     |                                   |
| 1499番4 | 宅地  | 宅地 | 77.30㎡ | 86.82㎡ | 86.82㎡                            |

収用の裁決手続の開始を決定した土地の区域は、別図のとおりである。

（「別図」は、省略し、高知県収用委員会事務局において縦覧に供する。）

- 4 土地所有者の住所及び氏名  
南国市大埴乙888番地3 島田 範
- 5 土地に関して権利を有する関係人の住所、氏名及びその権利の種類  
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
令和5年2月15日